

第三国定住による難民の受入れ事業の在り方に係る検討会（第2回）  
議事要旨

日時：令和8年4月14日（火）13:30-15:15

場所：中央合同庁舎第4号館123会議室

1. 議事

- (1) 第三国定住難民受入れ後の支援について
- (2) 質疑応答

2. 配布資料

- 資料1 外務省資料
- 資料2 出入国在留管理庁資料
- 資料3 文部科学省資料
- 資料4 厚生労働省資料

3. 議事内容

- 議事（1）について、外務省、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省及びRHQより説明（資料1ないし4）。
- 議事（2）について、有識者構成員の質疑・意見の概要は以下のとおり。
  - ・ 第三国定住難民として受け入れた家族が、職業選択を含め、どのような思いを持って日本で暮らし、実際にどのように生活してきたのかという家族の物語を、典型例の紹介という形でも良いので、可能であればいくつか紹介してほしい。支援の在り方を検討する上で有益かと思われる。
  - ・ 将来の年金額を見積もる意味では、世帯主の配偶者の就労状況や現在の世帯収入が把握できれば良いと思われる。
  - ・ 定住支援プログラム修了時の日本語能力について、日本語教育の参照枠のA2レベルを目指すとされているところ、実際にはA1にとどまっている人が多い。この点の改善をすべきと思われる。同プログラムの内容やレベルを議論する前に、同プログラムの目標を明確にすべきと思われる。同プログラム修了後の日本語教育について、地域日本語教育との連携、企業との連携という観点から検討を深める必要があると思われる。
  - ・ 同プログラムにおける就労分野の日本語教育の内容と時間、同プログラムの改定状況や改定に関し外部のチェックが入っているのか、また、5年間のフォローアップにおける調査項目、診断をする人の資格の有無、難民対象の日本語教育に関する研修を受けた日本語教師が活躍する余地がないのかなどについても教えてもらいたい。
  - ・ 子ども世代の進学・就労状況は想像していたより悪いものではなかったが、大

学進学率 17 パーセント弱という点は、将来の就労も見据えると、検討すべき事項と思われる。子どもたちへの就学支援については、支援団体の枠組みに入っていない人たちにいかにして届けるかが課題であると思われる。

- ・基礎自治体には、国籍を問わず利用可能な福祉サービスや支援制度があるため、これらを第三国定住難民が利用できるよう、基礎自治体との連携のノウハウを共有していくことが望ましいと思われる。
- ・第三国定住難民の来日前の学歴水準は全般的に低いと言われているにもかかわらず、日本での就業率は高い。企業側がどのようなメリットを感じて採用しているのかなどについて教えてもらいたい。
- ・地域支援員について、出入国在留管理庁が研修を行っている外国人支援コーディネーターとの連携ができると良いのではないかとと思われる。

以上